

平成29年第2回臨時会

孺恋村議会会議録

平成29年5月8日 開会

平成29年5月8日 閉会

孺恋村議会

平成29年第2回婦恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	9
○日程の追加	11
○議長辞職の件について	11
○日程の追加	12
○選挙第1号 婦恋村議会議長の選挙について	12
○議長挨拶	13
○日程の追加	14
○副議長辞職の件について	15
○日程の追加	15
○選挙第2号 婦恋村議会副議長の選挙について	16
○副議長挨拶	17
○婦恋村議会運営委員会委員の選任について	18
○婦恋村議会常任委員会委員の選任について	18
○日程の追加	19
○選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について	19

○選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について……………	20
○選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について……………	21
○同意第2号の上程、説明、質疑、採決……………	22
○閉議及び閉会の宣告……………	23
○署名議員……………	24

平成29年第2回臨時村議会

(第1号)

平成29年第2回婦恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成29年5月8日(月)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第1号 婦恋村税条例の一部改正の専決処分の承認について
日程第 4 承認第2号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について
日程第 5 同意第1号 婦恋村固定資産評価員の選任について
日程第 6 婦恋村議会運営委員会委員の選任について
日程第 7 婦恋村議会常任委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程第7まで同じ

- 追加日程第1 議長辞職の件について
追加日程第2 選挙第1号 婦恋村議会議長の選挙について
追加日程第3 副議長辞職の件について
追加日程第4 選挙第2号 婦恋村議会副議長の選挙について
追加日程第5 選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について
追加日程第6 選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について
追加日程第7 選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について
追加日程第8 同意第2号 監査委員の選任について
-

出席議員(12名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 佐藤鈴江君 | 2番 | 土屋幸雄君 |
| 3番 | 唐澤弘君 | 4番 | 松本幸君 |
| 5番 | 滝沢俣明君 | 6番 | 黒岩忠雄君 |
| 7番 | 熊川一君 | 8番 | 伊藤洋子君 |
| 9番 | 大久保守君 | 10番 | 羽生田宗俊君 |

11番 黒岩鹿二郎君

12番 大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	黒岩優行君
総務課長	松本源君	総合政策課長	下谷彰一君
税務課長	土屋和久君	住民福祉課長	松本芳男君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	小嶋正君
観光商工課長	加藤康治君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会 事務局長	宮崎孝君	会計管理者	熊川さち子君

事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎清
--------	------	----	-----

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

- 議長（熊川 一君） ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますから、平成29年第2回婦恋村臨時議会は成立いたしました。
- よって、ただいまから開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（熊川 一君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（熊川 一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。
- 議会規則第124条の規定により、会議録署名議員に、滝沢俣明君、黒岩忠雄君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（熊川 一君） 日程第2、会期の決定を行います。
- 本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（熊川 一君） 異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日間に決定いたしました。
-

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第3、承認第1号 嬭恋村税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に嬭恋村税条例等の一部を改正する必要が生じ、平成29年3月31日嬭恋村税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 土屋和久君登壇〕

○税務課長（土屋和久君） 嬭恋村税条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

先ほど村長から話があったとおり、地方税法の一部改正により改正をさせていただくものですが、詳細な説明については8ページからの新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

まず第33条ですが、株式の配当や株式等譲渡所得金額の課税方式について、納税義務者の意思等を勘案し、村が所得税と異なる課税方式により、住民税を課することができるとしたものです。

次に9ページになります。

第34条の9ですが、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について、法第314条の9の改正により、先ほどの8ページの条例第33条の改正に合わせて規定の整備を行うものです。

同じく9ページの第48条から、1枚めくっていただきまして、まためくっていただいた12ページの第50条について、説明をさせていただきます。法人の村民税の申告納付とその

不足額の納付の手続について、平成26年12月12日の最高裁判決を踏まえた延滞金の見直しによる前回改正の修正を行うためものです。

続きまして、13ページの第61条についてですが、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について、地方税法第349条の3の4の規定の追加により改正するものです。

続いて、13ページ下から5行目なんですけれども、第63条の2についてです。居住用超高層建築物に係る税率の案分方法の規定、地方税法第352条第2項の規定の追加による改正を行うものです。

続きまして、14ページの第63条の3から、1枚をめくっていただきまして、16ページ第74条の2について、説明をさせていただきます。法第349条の3の3の被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の改正によるもので、被災市街地復興推進地域が定められた場合、当該被災年度の翌年度から4年間の特例を適用するというものです。

続いて、17ページをお開きください。

附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例についてですが、法附則第6条第4項の改正に伴いまして、適用期限を平成30年までとしていたものを3年間延長し、33年度までとするものです。

同じく17ページの附則第10条の読みかえ規定についてですけれども、法附則第15条の3の2の規定の追加により、条例第61条第8項を改正することに伴うものでございます。

同じく17ページ附則第10条の2については、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、法附則第15条の第27項、第36項及び第40項の特例の廃止による項ずれによる改正となります。

次の18ページの附則第10条の3ですけれども、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額に係る規定、法附則第15条の9の2を追加することによる改正となります。

続いて22ページですけれども、附則第16条、こちらにつきましては軽自動車の税率の特例として、軽自動車税のグリーン化特例を重点化しながら適用期限を2年間延長するというものです。

23ページの附則第16条の2についてですけれども、軽自動車税の賦課徴収の特例として、平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う自動車取得税等の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する措置を講ずること

とする規定を追加するものです。

続いて24ページですけれども、附則第16条の3についてですが、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例について、第33条、34条の9の関連で附則の改正を行うものです。

同じく24ページ下の附則第17条の2についてですけれども、法附則第34条の2第4項の改正に伴い、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例の適用期限を3年間延長するものです。

25ページですけれども、附則第20条の2については、33条、34条の9の関連として、台湾など租税条約を締結していない国の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第8条第10項の改正に伴う改正により、特例適用配当等に係る所得について附則の改正を行うものです。

続きまして26ページですけれども、附則第20条の3については、先ほどと同じく33条、34条の9の関連でありまして、租税条約等実施特例法第3条の2の2第13項及び第15項の改正に伴う改正であり、条約適用配当等に係る所得について、附則の改正を行うものです。

28ページですけれども、附則第5条による改正ですけれども、軽自動車税グリーン化特例が2年間延長されることにより、従前の規定を削除するなど、規定の整備を行うものでございます。

詳細の説明については以上です。よろしくお願いたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 2点質問させていただきます。

1点目は3ページの真ん中より少し下のところ、(1)のところに、納税義務者の住所云々ということで、括弧つきのところ、個人番号または法人番号を有しない者にあつては住所及び氏名または名称ということで、この個人番号と法人番号というのは、きっとマイナンバー制度による自分のものかなと思うんですけれども、それが無い場合はということは、そういうことをしたくないというか、マイナンバーでいろいろするのはどうかなと考えている人は住所及び氏名または名称でいいということをご表記しているのかなと考えたんですけれども、その点について1点質問したいのと、あと、18ページの左側改正部分の12番で、読むと市町村の条例で定める割合は何々とするという、その何々が抜けているけれども、これは従来どおりの2分の1なのか何なのか、その辺について説明していただきたいと思

ます。

以上です。

○議長（熊川 一君） 税務課長。

〔税務課長 土屋和久君登壇〕

○税務課長（土屋和久君） それでは、伊藤洋子議員の質問に回答させていただきます。

3ページにあります中段下の納税義務者の住所、氏名または名称、個人番号について、有しない者にあつてはというところなんですけれども、これは、住所を不定な方には個人番号を振られておりませんので、基本的に住所を定めて住所登録をさせていただきますと番号が振られます。それをもとに、その方が住民票をとりますと番号がわかりますので、そういったする前の方ということになるかと思えます。

それから、18ページの割合についてですけれども、これについては2分の1というところが抜けておりました。これを2分の1ということで、同じでございます。

〔「入るわけですね」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（土屋和久君） はい。なお、改め文については、そちらの改正の方はありませんので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊川 一君） 日程第4、承認第2号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第2号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、平成29年3月31日に嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、詳細説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 土屋和久君登壇〕

○税務課長（土屋和久君） それでは、嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

2ページ、一番最後のページになります。こちらの新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

国民健康保険税の税額は、条例第2条にあるんですけども、医療分基礎課税額、後期高齢者等分課税額、それから介護納付金課税額の3つの構成となっております。それぞれ、世帯主及び世帯の被保険者の所得額に税率を乗じて算定する所得割額と、被保険者に均等にかかる均等割額、それから世帯別にかかる平等割額の合算額となっております。

今回の改正につきましては、条例第23条の均等割額と平等割額の減額規定の判定のための所得の額の改正であります。具体的には、2ページの新旧対照表にあります第23条第1項第2号の総所得金額及び山林所得金額の合計が、33万円と26万5,000円の合算額59万5,000円を60万円に改正し、これを超えない所得の場合、5割の軽減を受けられるとし、軽減対象の枠を広げるものです。

また、第3号では、合算額で81万円から82万円に改正をし、これを超えない所得の場合、

2割の軽減を受けられるように軽減対象の枠を広げるものです。

今回の改正は、軽減を受けられる人の範囲を広げるための改正となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（熊川 一君） 日程第5、同意第1号 婦恋村固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

前任者の辞任に伴いまして、新たに固定資産評価員を選任することについて同意を得たいので、本案を提出するものでございます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「任期は、任期。任期ないのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 本件につきましては、任期は設定されておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊川 一君） 大久保守君。

○9番（大久保 守君） 関連質問なんですが、これは、前副村長が充て職であった職だと思うんですけども、ほかに前副村長が充て職であったものがあると思うんですけども、そういうものの職の入れかえというのはうまくいっているのか、お聞きしたいと思いますが。

○議長（熊川 一君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） ただいまの大久保議員のご質問でございますが、充て職につきましては、課長の中で配分をさせていただいて、今、執行しているところでございます。

○議長（熊川 一君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊川 一君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件であります。討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（熊川 一君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前11時00分

○議長（熊川 一君） 再開します。

ここで、私に係る一身上の事件になりますので、副議長に議長の席へ着座をいただき、議

長職務を交代します。

副議長、土屋幸雄君、議長席をお願いします。

〔副議長 土屋幸雄君 議長席へ着席〕

◎日程の追加

○副議長（土屋幸雄君） それでは、議長の職務をさせていただきます。

議長、熊川一君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長辞職の件について

○副議長（土屋幸雄君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、熊川一君の退場を求めます。

〔議長 熊川 一君退席〕

○副議長（土屋幸雄君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○副議長（土屋幸雄君） お諮りいたします。熊川一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、熊川一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

熊川一君の入場をお願いします。

〔議長 熊川 一君復席〕

◎日程の追加

○副議長（土屋幸雄君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土屋幸雄君） 異議なしと認めます。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第1号 孺恋村議会議長の選挙について

○副議長（土屋幸雄君） 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（土屋幸雄君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に佐藤鈴江君及び唐澤弘君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（土屋幸雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（土屋幸雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（土屋幸雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○副議長（土屋幸雄君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（土屋幸雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤鈴江君、唐澤弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（土屋幸雄君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票のうち、滝沢俣明君 12票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、滝沢俣明君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（土屋幸雄君） ただいま議長に当選されました滝沢俣明君が議場にいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎議長挨拶

○副議長（土屋幸雄君） 議長就任の挨拶をお願いします。

滝沢俣明君。

〔議長 滝沢俣明君登壇〕

○議長（滝沢俣明君） ただいま婦恋村議会議長に推挙いただきました滝沢です。

熊川前議長におかれまして、議会として上信自動車道に対する活動及び新しい取り組みについて、しっかり受け継いでいきたいなというふうに考えております。

また、婦恋村は、少子高齢化並びに人口減少が進む中で、ややもすれば有効な手立てが打てない現状があるというふうに考えております。多くの議員の皆様の協力、また当局としっかり5年、10年先を見据えた婦恋村を皆さんとともにつくっていききたいというふうに考えておりますので、今後ともどうかよろしく願いをいたします。

簡単ですが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（土屋幸雄君） ありがとうございました。

以上で私の議長の職務は終わりましたので、これから議長と交代いたします。

議長、議長席にお着きを願います。

〔議長 滝沢俣明君 議長席へ着席〕

○議長（滝沢俣明君） 休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（滝沢俣明君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（滝沢俣明君） ただいま副議長、土屋幸雄君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたします。

◎副議長辞職の件について

○議長（滝沢倅明君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、土屋幸雄君の退場を求めます。

〔副議長 土屋幸雄君退席〕

○議長（滝沢倅明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（滝沢倅明君） お諮りいたします。土屋幸雄君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

したがって、土屋幸雄君の副議長の辞職を許可することに決定いたします。

土屋幸雄君の入場をお願いいたします。

〔副議長 土屋幸雄君復席〕

◎日程の追加

○議長（滝沢倅明君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第2号 婦恋村議会副議長の選挙について

○議長（滝沢倅明君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝沢倅明君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤鈴江君及び唐澤弘君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝沢倅明君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（滝沢倅明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（滝沢倅明君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

佐藤鈴江君、唐澤弘君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（滝沢倅明君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち、唐澤 弘君 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、唐澤弘君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（滝沢倅明君） ただいま副議長に当選されました唐澤弘君が議場にいますので、本席から会議規則第32条の第2項の規定により当選の告知をします。

◎副議長挨拶

○議長（滝沢倅明君） 副議長就任の挨拶をお願いします。

〔副議長 唐澤 弘君登壇〕

○副議長（唐澤 弘君） それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまは、議員各位のご推挙をいただきまして、副議長を拝命をいたしました。今後2年間、一生懸命議長を補佐をし、婦恋村においては課題が山積をしております。これらにつきましても、皆さんの力をかりながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 2時13分

○議長（滝沢倅明君） 再開いたします。

◎孺恋村議会運営委員会委員の選任について

○議長（滝沢倅明君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、当該委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会において互選することになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いいたします。

◎孺恋村議会常任委員会委員の選任について

○議長（滝沢倅明君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。常任委員会の委員長及び副委員長は、各委員会において互選することになっております。各委員会においてそれぞれ互選の上、本職に報告をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時22分

○議長（滝沢俣明君） 再開いたします。

休憩の間に各委員長より正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

◎日程の追加

○議長（滝沢俣明君） お諮りいたします。議会委員会構成等の変更に伴い、村長から別紙配付の資料のとおり追加案件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第5から第8として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり追加日程第5から第8を議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（滝沢俣明君） 追加日程第5、選挙第3号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定しました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻衛生施設組合議会議員に、ただいまの6名の議員が当選されました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に当選されました6名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

◎選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（滝沢倅明君） 追加日程第6、選挙第4号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思いますので、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

したがって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、ただいまの5名の議員が当選されました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

◎選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（滝沢倅明君） 追加日程第7、選挙第5号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。

村長より西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻福祉病院組合議会議員に、ただいま配付のとおり 3 名の議員が当選されました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました 3 名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

◎同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝沢倅明君） 追加日程第 8、同意第 2 号 監査委員の選任についてを議題といたします。

村長より監査委員の選任について議会の同意を求められております。

本案について、地方自治法第 117 条の規定により除斥の対象となりますが、同条ただし書きの規定により除斥しないことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） 異議なしと認めます。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第 2 号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

監査委員の選任同意についてでございます。

同意第 2 号につきましては、地方自治法により監査委員 1 名を議会のほうから求めるものございまして、豊かな経験と議員としての実績のある土屋幸雄さんを推薦させていただき、ご承認賜りたく同意を得たいので、本案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝沢俣明君） 起立全員であります。

したがって、同意第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢俣明君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

よって、平成29年第2回婦恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

前 議 長 熊 川 一

前 副 議 長 土 屋 幸 雄

署 名 議 員 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 黒 岩 忠 雄